

10. 建設工事に対する騒音・振動の規制について

(令和4年4月)

建設工事に対する 騒音・振動の規制について

令和4年4月

建設工事に伴う騒音・振動公害を規制するため、国では**騒音規制法**（昭和43年）及び**振動規制法**（昭和51年）を、兵庫県では**環境の保全と創造に関する条例**（平成7年）をそれぞれ制定しています。

神戸市を快適で住みよい街とするために、工事関係者には、これら法律や条例を遵守するとともに、建設機械の適正管理、防音・防振の新技術の導入など、より積極的な取り組みをお願いします。

建設工事の実施に関する注意事項

発注者及び施工業者は、次の事項に十分留意のうえ工事に着手して下さい。

●建設工事の設計の際は、工事現場周辺の立地条件を調査し、次の事項に留意して騒音・振動の低減を図って下さい。

1. 低騒音・低振動の施工方法を採用する。
2. 低騒音・低振動型建設機械※を採用する。
3. 作業時間帯、作業日程を適切に設定する。
4. 建設機械を適切に配置する。
5. 遮音施設等を適切に設置する。
6. 機械、資材等の運搬車の適切な運行経路、運行時間を検討する。

※ 「低騒音型・低振動型建設機械」とは、国土交通省により型式指定された建設機械をいいます。

●施工業者は、特定建設作業の開始の7日前（届出日は日数の算定に加えないため、特定建設作業の開始の実質8日前※）までに特定建設作業実施届出書を提出して下さい。

※7日前の定義

8(水)、9(木)、10(金)、11(土)、12(日)、13(月)、14(火)、15(水)、
(届出日) 7日間 (特定建設作業開始日)

●建設工事の施工にあたっては、次の事項に留意して騒音・振動、粉じん等に関する公害発生の防止に努めて下さい。

1. 工事現場の周辺住民に対して、工事の概要、工程、作業時間、苦情処理体制等について事前に十分に説明する。
2. 騒音・振動の発生状況を監視するとともに、周辺住民から苦情が発生した場合は、迅速かつ丁寧に対応する。
3. 建設機械等は、整備不良による騒音・振動を発生しないように点検、整備を十分に行う。
4. 現場管理に留意し、不必要的騒音・振動を発生させない。

お問い合わせ・届出は

〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号

三宮プラザ EAST 2階

神戸市環境局環境保全課

Tel. (078) 595-6222 (ダイヤルイン)

Fax. (078) 595-6256

届出はe-KOBE（スマート申請システム）から申請可能です。



騒音規制法、振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例による規制内容

騒音規制法、振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例では、**指定地域内**において**特定建設作業**を伴う建設工事を施工しようとする者に届出を義務づけるとともに、当該特定建設作業に伴って発生する騒音または振動が**規制に関する基準**に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、**改善勧告**や**改善命令**等の措置を取ることができますことを規定しています。

1 指定地域

特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動を規制する地域として、市長が指定した地域を指定地域といいます。神戸市における指定地域は次のとおりです。

(1) 騒音規制法(平成 25 年 3 月 29 日神戸市告示第 819 号)

市の全域。(ただし、「臨海部」の「工業専用地域」、臨港地区及び中央区神戸空港を除く。)

(2) 振動規制法(平成 25 年 3 月 29 日神戸市告示第 818 号)

市の全域。(ただし、工業専用地域、臨港地区及び中央区神戸空港を除く。)

(3) 兵庫県条例(昭和 47 年 4 月 1 日県告示第 482 号の 19)

条例第 34 条第 1 項の騒音に係る基準が適用される区域のうち、住宅その他居室から 500m 以内の区域。

2 特定建設作業 (昭和 43 年 11 月 27 日厚・建告示第 1 号、昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号、平成 8 年 1 月 8 日県規則第 1 号)

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって、法律や条例で定めるものを特定建設作業といい、規制の対象としています。

ただし、当該作業が 1 日※(その作業を開始した日に終わる場合)で終了するものは除かれます。

なお、規制の対象になる特定建設作業は 4 ページに示しています。

※ ここで「1 日」とは、一つの建設工事を通して、当該作業を 1 日しか実施しないことを意味します。

3 特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準

(1) 騒音の規制に関する基準 (昭和 43 年 11 月 27 日厚生省、建設省告示第 1 号、平成 13 年 2 月 27 日県告示第 274 号)

(2) 振動の規制に関する基準 (昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、平成 13 年 2 月 27 日県告示第 274 号)

地域の区分※1	騒音の規制に関する基準	振動の規制に関する基準	適用除外※3
騒音又は振動の大きさ※2	①、②	85 デシベル	75 デシベル
作業時刻	①の区域	午後 7 時～翌日午前 7 時の時間内でないこと	イ・ロ・ハ・ニ
	②の区域	午後 10 時～翌日午前 6 時の時間内でないこと	
1 日あたりの作業時間	①の区域	10 時間を超えないこと	イ・ロ
	②の区域	14 時間を超えないこと	
作業時間	①、②	連続 6 日を超えないこと	イ・ロ
作業日	①、②	日曜日その他の休日ではないこと	イ・ロ・ハ・ニ・ホ

※1 地域の区分の①、②は以下のとおり。

(備考) 区域の区分は以下の表のとおり。

①	ア 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域 イ 第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m の区域内
②	第 4 種区域のうち、上記①～イ以外の区域

区 域	都市計画法における用途地域
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域
第 2 種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、北区・西区における第 1 種区域と接する準工業地域のうち、接する部分から 50m 以内
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、北区・西区における第 1 種区域又は第 2 種区域(第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域に限る)と接する工業地域のうち、接する部分から 50m 以内
第 4 種区域	工業地域、工業専用地域(騒音規制のみで内陸部に限られます。)

※2 騒音又は振動の大きさは特定建設作業を行なう場所の敷地境界線で測定する。

※3 適用除外⇒イ 災害その他の非常事態の発生により緊急を要する場合。

ロ 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合。

ハ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合。

ニ 道路法による占用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合。

ホ 変電所の変更工事であつて必要な場合。

なお、兵庫県条例では、以下の場合においても騒音の規制に関する基準が適用されます。

・騒音規制法による指定地域との境界から 100m 以内の工業専用地域及び臨港地区

4 届出（騒音規制法第14条、振動規制法第14条、県条例第59条）

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするときは、当該特定建設作業の開始日の7日前までに届け出してください（届出要領は3ページをご覧ください）。

5 その他

（1）改善勧告及び改善命令（騒音規制法第15条、振動規制法第15条、県条例第60条）

特定建設作業による騒音・振動が、規制に関する基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、騒音・振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することがあります。また、改善勧告を受けた者が勧告に従わない時は、勧告に従うべきことを命ずることがあります。

（2）報告及び検査（騒音規制法第20条、振動規制法第17条、県条例第151条、152条）

特定建設作業の実施の状況や騒音・振動の防止の方法について報告を求めたり、特定建設作業に使用される機械、騒音・振動を防止するための施設等を立入検査することがあります。

（3）罰則（騒音規制法第30～33条、振動規制法第26～29条、県条例第163～164条）

届出を怠ったり虚偽の届出をした場合、改善命令に従わない場合や報告・検査を拒んだ場合等、法律や条例の規定に違反した者に対しては、罰則を適用することがあります。

騒音・振動の測定方法及び騒音・振動の大きさの決定方法

1. 騒音

測定方法：日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法による

騒音の大きさの決定方法：

- (一) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少い場合は、その指示値とする。
- (二) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (三) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
- (四) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

2. 振動

測定方法：振動ピックアップの設置場所は、(イ)緩衝物がなく、十分踏み固め等の行なわれている堅い場所、

(ロ)傾斜、凹凸がない水平面を確保できる場所、(ハ)温度、電気、磁気等の外因条件の影響を受けない場所とするこ

と。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動の指示値の差が10dB未満の場合は補正を行うものとする。

振動レベルの決定方法：

- (一) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少い場合は、その指示値とする。
- (二) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (三) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

《工事現場では、騒音・振動の他に次の点にも注意してください》

- ① 建築物等の解体・改修工事を行う場合、大気汚染防止法に基づき事前に石綿の使用状況調査（事前調査）を実施し、その結果を現場に掲示する必要があります。また、一定規模以上の解体等工事においては、建築物等の解体等を行う前に事前調査の結果を神戸市に報告する必要があります。さらに、石綿が使用されている場合は、アスベストや粉じんの飛散防止に関する届出等が必要になる場合があります（7ページ参照）。
- ② 建築物の解体・新築等の工事を行う場合は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づく手続等が必要になる場合があります。
- ③ 廃材の野焼きは禁止されています（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2）。
- ④ 土砂による埋立等を行なう場合は「神戸市土砂の埋め立て等による不適正な処理の防止に関する条例」に基づく手続等が、また、自社産業廃棄物保管場所を設置する場合は「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」に基づく手續等が必要になることがあります。
- ⑤ 工事実施場所とは別に資材置場や残土置場を設置する場合は、その周辺でも住民の生活環境を損なうことがないよう注意してください。
- ⑥ 掘削機、削岩機等を使用する場合、粉じんや土砂の飛散を防止するよう努めてください。
- ⑦ 重機、運搬車の排気ガスや各種資材からの悪臭による苦情発生を防止するため、重機等の配置や臭気の少ない資材の使用などに留意してください。
- ⑧ 工事に伴い濁水が発生する場合は、適切な処理を行なった後に排出してください。
- ⑨ 工事現場では、建設業・解体工事業の標識を公衆の見やすい場所に掲示してください（建設業法第40条、建設リサイクル法第33条）。
- ⑩ 工事現場に隣接する家屋や、隣接道路の歩行者等への安全対策を講じてください。

届出要領

指定地域内において特定建設作業を伴う工事を施工しようとするときは、次の要領で、**騒音規制法**、**振動規制法**及び**環境の保全と創造に関する条例**に基づく届出を必ず行ってください。各法令の届出対象作業は、4ページの「特定建設作業の種類」で確認してください。**届出はe-KOBE（スマート申請システム）から申請可能です。**

1 届出義務者

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする元請業者

2 届出期限

特定建設作業の開始の7日前までに特定建設作業実施届出書を提出して下さい。ただし、災害その他非常事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、届出を行い得る状態になり次第、速やかに届け出でください。

3 届出先

e-KOBE（スマート申請システム）

<https://lpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>



4 添付書類

- (1) 工事工程表(特定建設作業の工程を明示するとともに、工事全体の主要工程を記載したもの)
- (2) 特定建設作業の場所の付近見取図(現場周辺の住宅、学校等の立地状況が分かるもの)
- (3) 現場図面(敷地境界線を明確にし、建屋・施設の配置、騒音・振動防止対策の内容を示したもの)

5 工事中の届出事項の変更にかかる手続き

変更事項	届出時期	手續方法
① 特定建設作業の種類を変更または追加するとき	その作業開始の7日前までに	e-KOBE、Email等を用いて、環境保全課に対し、届出書の写し及び変更内容が明らかになる資料を送付し、変更内容を報告すること。(必要に応じ、工事工程表等の添付書類を提出して下さい)
② 機械の数・種類・能力を変更または追加するとき	その機械の使用の前日までに	
③ 特定建設作業の実施期間を延長するとき	届出ている特定建設作業の実施期間が終了する前日までに	

6 その他留意事項

- (1) 単価契約工事について（紙様式のみ）
水道工事、下水道工事、道路補修工事、電話架設工事、ガス工事、電気工事等の単価契約工事については、「特定建設作業の実施の期間」の欄に契約工期を記入して届出してください。
その後、当該工事に関して具体的な発注を受けた場合は、その都度、所定の用紙に工事場所等を記入し、作業開始の前日までに提出してください。その際に付近見取図も併せて提出してください。
- (2) 解体等工事の受注者は、解体等工事の施工前に、解体等工事を行う建築物等に特定建築材料が使用されているか否かについて、設計図書その他書面による調査、目視等による調査を行わなければなりません。
- (3) 調査結果は発注者へ書面で説明するとともに、説明した書面の写しを解体等工事の終了した日から3年間保存しなければなりません。
- (4) 調査に関する記録の写しを現場に備え付けてください。
- (5) 解体等の作業の開始から終了まで、A3以上の掲示板を公衆の見やすいように掲示しなければなりません。特定建築材料の使用がない場合も結果の掲示は必要となりますのでご注意ください。

7 記載上の注意

- (1) 「届出者」の欄
 - ① 個人の場合
本人の住所、氏名を記載してください。
 - ② 法人の場合
ア 代表者(発注者と工事の契約を行っているもの)の氏名等を記載してください。
イ 共同企業体の場合、共同企業体の名称を記入した上、代表会社の住所、名称、代表者氏名を併記してください。
- (2) 「特定建設作業の実施の期間」の欄
契約工期に基づいた工程表の期間のうち、特定建設作業の実施の期間を記入してください。
- (3) 「特定建設作業の開始及び終了の時刻」の欄
夜間及び日曜その他の祝日の作業は原則として実施できません。（1ページの「適用除外」に該当する場合のみ作業できますが、その場合には所定の計画書を別途提出してください。）
- (4) バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー等の掘削機械を使用する場合は、原動機の定格出力(kW)を記入してください。

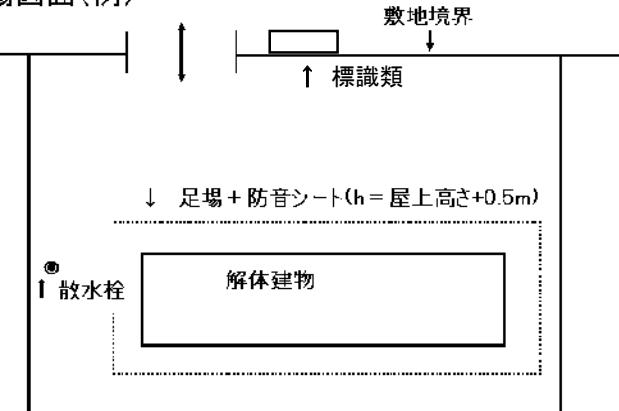
特定建設作業の種類 (◎: 要届出、○: 規制対象だが届出不要、ー: 規制対象外)

	特定建設作業の種類	騒規法	振規法	県条例		備考
				騒音	振動	
1	くい打ち機を使用する作業					
	① 打撃工法	◎	◎	○	○	ディーゼルハンマ、ドロップハンマ、油圧ハンマ、エアーハンマ等(人力によるもんけんは除く)。
	② 振動工法	◎	◎	○	○	バイブロハンマ。
	③ アースオーガと併用する作業	ー	◎	◎	○	アースオーガ等を併用して打撃振動を加える場合に限る(プレボーリング工法)。
	④ 静的な力を利用	ー	ー	ー	ー	圧入工法、ウォータージェット工法。
2	くい抜き機を使用する作業					
	1 衝撃力を利用した方法	◎	◎	○	○	バイブルハンマ等(もんけんを除く)。
	2 静的な力を利用	ー	ー	ー	ー	油圧式。
3	くい打ちくい抜き機を使用する作業					
	1 振動を利用した方法	◎	◎	○	○	バイブルハンマ等
	2 静的な力を利用	ー	ー	ー	ー	圧入工法。
4	びょう打機を使用する作業					
	1 リベッティングハンマ	◎	ー	○	ー	
	2 その他	ー	ー	ー	ー	インパクトレンチによる高張力ボルト締め等。
5	削岩機を使用する作業 移動作業については、1日における2地点間の最大距離が50m以下の作業に限る。					
	1 ブレーカー	① 手持式	◎	ー	○	空圧式、油圧式、エンジン式、電動式等。 (ハンドブレーカー、チッパー等)
		② その他	◎	◎	○	ショベルカーに取り付けた大型ブレーカー(アイオン)。
	2 さく孔を主とするもの	◎	ー	○	ー	ジャックハンマ、レッグドリル、ドリルジャンボ、クローラードリル、ダウンザホールドリル等。
6	空気圧縮機を使用する作業 削岩機の動力として使用するものを除く					
	1 電動式	ー	ー	ー	ー	
	2 その他	① 15kW未満	ー	ー	ー	
		② 15kW以上	◎	ー	○	モルタル吹付用、管更生用等に使用されるもの
7	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	◎	ー	○	ー	コンクリートプラントはモルタル製造用以外のものであって、混練容量が0.45m ³ 以上のもの。 アスファルトプラントは混練重量が200kg以上のもの。
8	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	ー	◎	ー	○	
9	舗装版破碎機を使用する作業	ー	◎	ー	○	移動作業にあっては、1日における2地点間の最大距離が50m以下の作業に限る。 (ドロップハンマー車等)
10	バックホウを使用する作業	◎	ー	※	ー	※:一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの(低騒音型建設機械)、定格出力80kW未満のバックホウ、同70kW未満のトラクターショベル、同40kW未満のブルドーザーは県条例の対象となります。(下記13)
11	トラクターショベルを使用する作業	◎	ー	※	ー	
12	ブルドーザーを使用する作業	◎	ー	※	ー	
13	バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー等(低騒音型を含む)の掘削機械を使用する作業	ー	ー	◎	ー	上記10~12に該当しないバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーなど。 建築資材を運搬する場合、その他掘削以外の作業に掘削機械を使用する場合を含む。
14	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬もしくは鉄球を使用して行う破壊作業	ー	ー	◎	ー	ニブラー、圧碎機、自走式破碎機など。

付近の見取り図(例)



現場図面(例)



工事工程表(例)

月	○月														
日	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
準備作業															
解体作業															
基礎解体作業															
整地作業															
掘削機を使用する作業															
削岩機を使用する作業															

大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査結果及び除去作業概要等の掲示例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	
○労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出 ○大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出 <input checked="" type="checkbox"/> 建築の保全と創造に寄与する条例第57条の規定による作業の届出 行っております。 石綿露害予防規則、大気汚染防止法及び建築の保全と創造に関する条例の規定に基づき、適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の実施について、以下のとおり、お知らせします。	
事業場の名称：○○○○解体工事事業所 届出先及び 神戸市 労働基準監督署 届出年月日 調査終了年月日 営業表示日 解体等工事期間 石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間 調査方法の概要(調査箇所) 調査方法：観察図書の検証 現場での目視及び石綿含有率の分析 調査箇所：1階～5階	
基注者または自施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)： ○○不動産㈱ 代表取締役社長 ○○ ○○ 住所： 兵庫県○○市 元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)： ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○ 住所： 兵庫県○○市	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠) 1階 外壁 石綿含有仕上樹脂 クリソタイト 2階 床 石綿含有底形板等(Pタイル) クリソタイト 3階 床 ピニル床シート 石綿含有なし ③ 4階 壁 ケイ酸カルシウム板第1種 石綿含有なし ④ 5階 天井 白雲板 石綿含有なし ⑤ ③～⑤は右欄の「その他の事項」を参照	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法 石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法 捕獲・型式・設置数 排気能力(m³/m i n) 使用するフィルタの種類及び その集じん効率(%) 使用する資材及びその種類 その他の石綿(特定粉じん)の排出 又は飛散の抑制方法 備考：その他の条例等の基出年月日(ある場合は記載)	
現場責任者氏名 運営場所TEL ○○○○ ××-××-×××× ○○○○を石綿作業主任者に選任しています。 調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 ・事前調査・試料採取を実施した者： 特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○○ 兵庫県○○市 ・分析を実施した者： ○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○○ 兵庫県○○市	
その他の事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された③～⑤の数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②観察図書 ③分析 ④材料製造者による説明 ⑤材料の製造年月日	

※ 工事現場の公衆の見やすい位置に掲示すること(サイズはA3 [42.0cm×29.7cm] 以上)

建物解体工事等に係る粉じんの規制に関する届出等と飛散防止基準

1. 報 告

建築物等の解体等を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を神戸市に報告する必要があります。

○事前調査結果報告が必要な工事

①建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が 80 m²以上であるもの

②建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が 100 万円以上であるもの

③工作物（令和 2 年 10 月 7 日環境省告示第 77 号）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が 100 万円以上であるもの

○石綿の事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwatahoukoku.mhlw.go.jp>



2. 届 出

建築物等を対象とした工事で下記に該当する場合は、届出が別途必要です。

建 材 ^{*1}	工事の種類	届 出 ^{*2}	注 意 事 項
飛 散 性	石綿含有吹付け材	除去・封じ込め・囲い込み（面積要件無し・改修工事・工作物も対象）	特定粉じん排出等作業実施届出書（大気汚染防止法）
	石綿含有断熱材・保温材 ^{*3} ・耐火被覆材		ケイカル板 2 種など飛散性のものは、成形板であっても対象となる。
石綿含有仕上塗材、石綿含有成形板等（下地調整材を含む）	延べ床面積 80m ² 以上の建築物の解体	特定工作物解体等工事実施届出書（兵庫県条例）	内装ボード類等、石綿の有無が明らかでない場合は、石綿含有物とみなして工事を行うこと。
石綿を含有しない建材	延べ床面積 1000m ² 以上の建築物の解体		

※1) 石綿の含有の考え方については、製造又は現場施工時に石綿を意図的に含有させたもの、又は石綿の質量が当該建築材料の質量の 0.1 重量%を超えるものが対象となります。

※2) 「特定粉じん排出等作業実施届出書」は作業開始日の 15 日前（届出日は日数の算定に加えないため）、「特定工作物解体等工事実施届出書」は工事着手日の 8 日前（届出日は日数の算定に加えないため）までに必要書類を添付して提出してください。なお、「特定粉じん排出等作業実施届出書」の届出者は発注者（施主）、「特定工作物解体等工事実施届出書」の届出者は工事施工者（元請）である点にご注意ください。

※3) 石綿含有保温材の除去にあって、石綿を含まない部分で切断し、原型撤去にて除去する工法（いわゆる配管エルボの生け捕り）は「特定工作物解体等工事実施届出書（兵庫県条例）」の届出対象となります。

3. 大気汚染防止法に基づく作業基準（大気汚染防止法施行規則別表 7 第 18 条の 14 関係）

1 解体作業（下記 2・5 を除く）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たつては、作業場の出入口に前室を設置すること。

ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格 Z ハ一二二に定める H E P A フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。

ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たつては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。

2 解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材（吹付け石綿を除く）を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去するもの（下記5を除く）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。

ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たつては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

3 石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（下記5を除く）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）

ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。

(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

4 石綿含有成形板を除去する作業（下記5を除く）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。

ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。

(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

5 解体作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業

作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

6 改造又は補修作業

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料の除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。

ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たつては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。

ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。

3. 環境の保全と創造に関する条例に基づく基準（兵庫県条例 平成8年1月8日告示第8号の2）

1 粉じんの大気中への飛散を防止するための基準

- (1) 防じんシートその他の資材で、工事現場が覆われていること。
- (2) 散水その他の方法により、工事現場が湿潤化されていること。

2 石綿粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準

- (1) 特定石綿含有材料及び非飛散性石綿含有材料（環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則第1号）第15条第2項ただし書に規定する石綿を含む建設材料で特定石綿含有材料以外のものをいう。）の使用状況（材料の種類並びに使用の箇所及び規模をいう。）を設計図書その他の書面及び目視によって調査し、その結果に基づき工事の適切な施工計画が定められていること。なお、書面及び目視調査により使用状況が明らかにならなかつたときは、分析による調査を行うこと。ただし、特定石綿含有材料又は飛散性石綿含有材料に該当するものとみなして、石綿粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
- (2) 石綿を湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過処理その他の適切な措置が講じられていること。
- (3) 特定石綿含有材料の除去作業は、解体又は改修の工事に先立って実施されていること。
- (4) 特定石綿含有材料の除去作業においては、次の措置が講じられていること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する石綿粉じんの排出又は飛散を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。

ア 除去作業を行う場所は、プラスチックシート等で覆うなどして周辺と隔離すること。

イ 隔離した作業区画の出入口には、前室を設けること。

ウ 隔離した作業区画は、石綿粉じんの排出又は飛散を防止することのできるフィルタ（日本工業規格Z8122に定めるHEPAフィルタをいう。）の付いた換気装置によって換気し、常時負圧を保つこと。

エ 除去する特定石綿含有材料を薬液等により湿潤化し、特定石綿含有材料を除去した部分には、石綿粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布すること。

オ 除去作業に使用した工具、資材等は、付着した石綿を取り除いた後、隔離した作業区画の外へ搬出すること。

カ 隔離に使用したプラスチックシート等は、真空掃除機等で掃除した後、石綿粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布し、隔離した作業区画内の空気の除じんを十分行った後に取り外すこと。

(5) 除去作業を行う場所へ立ち入ることができない等の理由により、(4)に定める措置を講ずることが困難な場合は、石綿粉じんの排出又は飛散を防止するために散水又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(6) 特定石綿含有材料の封じ込め作業又は囲い込み作業においては、次の措置が講じられていること。

ア 封じ込め作業又は囲い込み作業の実施前に、特定石綿含有材料の劣化損傷、建材下地との接着の状況等を確認し、劣化が著しい場合又は建材下地との接着が不良な場合は、当該特定石綿含有材料を除去すること。

イ 封じ込め作業に当たっては、作業実施前に石綿粉じんの飛散を抑制するための薬液等の接着性、浸透性等の性能を確認し、適正なものを使用すること。囲い込み作業において石綿粉じんの飛散を防止するために飛散防止剤を使用するときも同様とすること。

ウ 特定石綿含有材料に、全面にわたって、又は部分的に表面が荒れ、はく離した形跡がある場合には、作業場所の隔離、フィルタの付いた換気装置による換気等の特定石綿含有材料の除去作業に準じた作業を行うこと。

(7) 非飛散性石綿含有材料は、切断又は破碎を行わず、原形のまま手作業により撤去されること。ただし、作業に著しい支障が生ずるときは、薬液等による湿潤化等の石綿粉じんの飛散防止措置を講じた上で、撤去されること。

(8) 撤去された非飛散性石綿含有材料の車両への積み込みにおいても石綿粉じんの飛散防止措置が講じられていること。

(9) 特定石綿含有材料の除去作業、封じ込め作業若しくは囲い込み作業又は非飛散性石綿含有材料を使用する建築物の解体作業（以下「石綿除去作業等」という。）の期間中は、工事現場の公衆の見やすい場所に、別記の標識を掲示すること。

(10) 石綿除去作業等の終了時においては、工事現場及びその周辺に、特定石綿含有材料及び非飛散性石綿含有材料の破片その他の石綿を含有するくずが残存しないよう真空掃除機による清掃その他の適切な措置が講じられていること。

（別記）

2の(9)の標識は、次の事項が記載された標識で縦42.0センチメートル以上、幅29.7センチメートル以上又は長さ29.7センチメートル、幅42.0センチメートル以上のもので、下地の色は、特定石綿含有材料を使用する建築物の解体又は改修の工事に係るものにあっては黄色、その他のものにあっては白色とする。

(1) 石綿除去作業等を行っている旨 (2) 届出年月日、届出先 (3) 発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所

(4) 法人である場合の代表者の氏名 (5) 建築物の解体・改修工事の期間 (6) 作業期間及び作業方法

(7) 石綿粉じんの大気中への排出・飛散防止措置の概要 (8) 連絡先